

1 各主体の基本的役割

- ・空き家の所有者等や行政、民間事業者など施策に関わる各主体が、役割を適切に果たしつつ、相互に連携することにより、空き家対策を総合的に推進していく。

□空き家の所有者等の役割

- ・空き家の管理責任は自らにあることを認識し、空き家を放置することのリスクや近隣への悪影響を理解して、適切な管理や利活用に努める。

○具体的な役割として以下のような取組が求められる。

- ・空き家を放置すると劣化が早く、防災・防犯面でのリスクが高くなることや近隣へ悪影響を及ぼすことを理解し、空き家が管理不全な状態にならないよう適切に管理する。
- ・積極的に空き家の利活用等を進めるなど、空き家の早急な解消に努める。

□区市町村の役割

- ・空き家対策の主体的な役割を担う立場として、空き家所有者等や民間事業者等と連携し、地域特性に応じた空き家施策を展開する。

○具体的な役割として以下のような取組が求められる。

- ・継続的な空き家の実態把握に努めるとともに、空家等対策計画を策定・改定し、計画的な空き家対策に取り組む。
- ・空き家の所有者等や関係団体、専門家等と連携して、空き家の利活用等に取り組むとともに、管理不全空家等に対して適切な対策を図るなど、地域の特性に応じた空き家施策を展開する。
- ・高齢の住宅所有者が住まいを相続する世代等に円滑に引き継げるよう、空き家担当部局と福祉部局等とが連携して、空き家対策に係る普及啓発を行う。

□都の役割

- ・区市町村の空き家対策を技術的・財政的に支援するとともに、民間事業者等との連携や都民への普及啓発等を通じて、都における空き家対策を牽引する。

○具体的な役割として以下のような取組を推進する。

- ・空き家の発生を未然に防止するため、都内の既存住宅流通の活性化に向け、良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現に取り組む。
- ・民間事業者等と連携して、空き家所有者等の相談体制を整備して、空き家の売却、地域資源としての利活用、除却等に向けた取組を推進していく。
- ・ホームページやガイドブック等を通じた都民に対する空き家に係る普及啓発や相談窓口の整備に努める。
- ・空家特措法など関係法令を活用しながら、区市町村が効果的かつ効率的に空き家対策を行えるよう、区市町村の事例やノウハウの蓄積・共有など、技術的な支援を行う。
- ・区市町村に対する財政支援のほか、区市町村間の連絡調整や民間事業者等と連携する機会の提供など、必要な支援を行うとともに、国に対して、空き家対策を更に効果的に進める観点から、制度改善等に向けた働きかけを行う。

□民間事業者等の役割

- ・知見やノウハウをいかして行政の空き家対策に協力するとともに、事業活動を通じて良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現に寄与する。

○具体的な役割として以下のような取組が求められる。

- ・建築や住宅リフォームに携わる事業者、不動産事業者など、住宅に関わる事業者は、都や国、区市町村と連携し、空き家所有者等の相談に対応するなど、その専門性をいかし、空き家の流通促進や利活用などに取り組む。
- ・都や国、区市町村と連携して、良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現に向けて取り組む。